

図24 生保地区 主屋の伝統形式別分布図

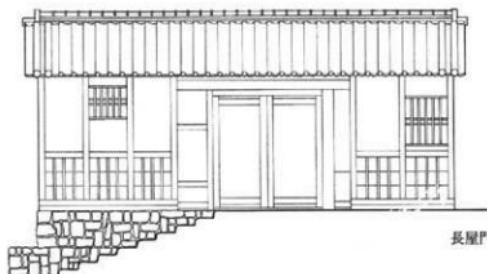
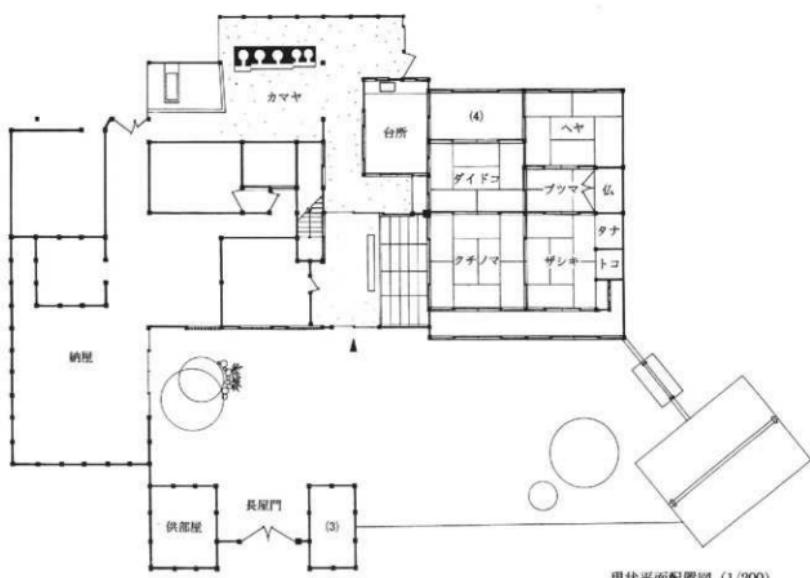


図25 生保地区 N家住宅



図26 生保地区 O家住宅

現状平面図 (1/200)

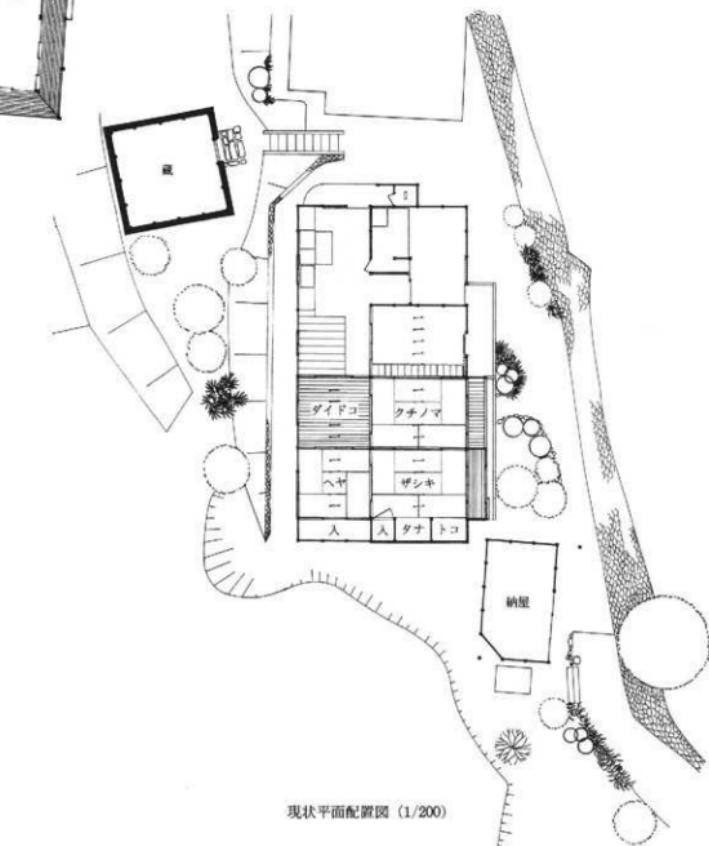
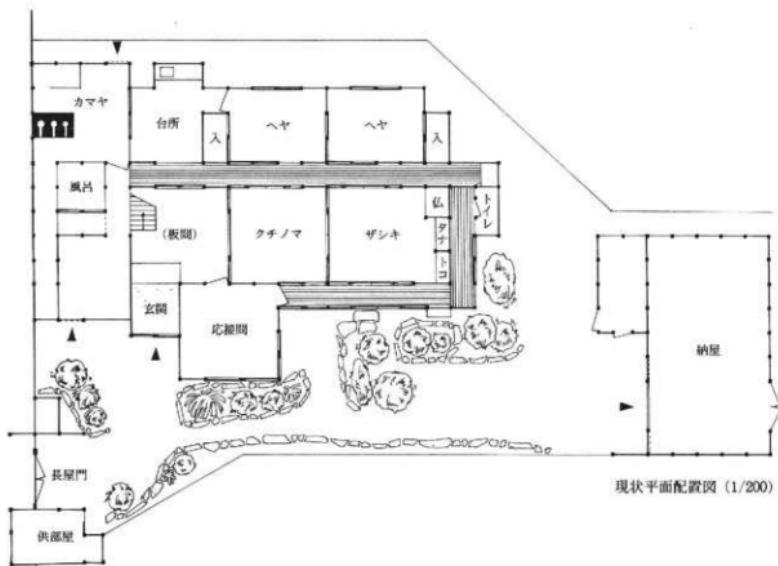


図27 生保地区 P家住宅



長屋門立面図 (1/100)

図28 生保地区 Q家住宅

## ま と め

以上、大岩・桑原・車作・生保の各集落の民家建築の建築的特色や歴史的な意義を明らかにした。生保地区では、集落全体の構成についても検討した。

調査民家の中では、文化・文政期の民家が最古で、18世紀以前に遡る民家は見出せなかった。しかし、茅葺き民家の残存率は高く、かつ瓦葺き民家もツシ2階建ての伝統的な外観は良く維持されている。主屋のみならず、門長屋や土蔵をはじめ離れ座敷などが整然と配置され、伝統的な家屋配置を留める屋敷が多い。しかも、車作地区をはじめ生保地区でも散見されたように、斜面立地に起因する独自の屋敷構えが多く確認でき、これらは伝統的な集落景観を特徴付けて貴重である。

さらに、生保地区的調査からも明らかのように、石垣や樹木などが、主屋をはじめ蔵や門などの諸建築とあいまって、優れた集落景観を形づくっていることが明らかになった。このような農村集落が、豊かな緑とともに大都市近郊に今なお現存することは貴重であり、総じて文化的価値は高い。それだけに、車作地区をはじめとして水没域外の集落については、今後その建築と集落景観の保全に向けての慎重な検討が求められよう。



大岩地区 A家住宅（現在無住）



外観



外観・出入口まわり



外観・裏面



土間上部の梁組



小屋組

桑原地区 B家住宅



門構え



主屋外観



土間まわり



クチノマより上手を見る



座敷



小屋組詳細

桑原地区 C家住宅



屋敷構え前景



クチノマより上手を見る



主屋外観



土間まわり



ナカノマよりクチノマを見る



ナカノマより座敷を見る

大岩地区 D家住宅



長屋門外観



主屋外観



土蔵外観



クチノマより上手を見る



座敷

大岩地区 E家住宅



屋敷構え前景



主屋背景



主屋外観



クチノマより上手を見る



土間まわり・結界を見る



仏間より座敷を見る



土間まわり・庭大黒柱を見る



座敷

大岩地区 F家住宅



屋敷構え遠景(その1)



屋敷構え遠景(その2)



主屋外観



主屋を望む



土間上部の梁組



座敷からクチノマ(右)を見る



座敷より仏間をみる



土間まわり



座敷



大岩地区 G家住宅



屋敷前景



主屋外観



座敷

車作地区  
(1)



車作地区遠景



車作地区 H家住宅



門長屋外観



主屋外観



小屋組詳細



土間上部の見上げ・小屋裏への出入口



座敷



土間まわり



クチノマより座敷を見る



門構え外観



主屋外観

— 271 —



主屋と露地門



主屋前庭まわり



土間上部の梁組



土間まわり



クチノマより座敷をみる



座敷



車作地区 J家住宅



屋敷構え遠景 (その1)



屋敷構え遠景(その2)



主屋外観



主屋前庭



土間まわり



クチノマから上手を望む



ゲンカンノマより座敷をみる



座敷上手の離れ



離れより座敷を望む



カマヤ上部の小屋組



小屋組詳細



車作地区 K家住宅



主屋外観



主屋背後の土蔵外観



土間沿いのヒロシキ



座敷



座敷より仏間を見る



クチノマよりダイドコを見る



ダイドコまわり

車作地区 L家住宅



門構え



主屋外観



土間上部の梁組



クチノマまわり（右：ダイドコ、左：座敷）



土間まわり



座敷



カマヤまわり

車作地区 M家住宅



遠景



屋敷南面の石垣



主屋外観



座敷



生保地区 集落景観



石垣 (O家住宅)

(図20参照)



石垣 (O家住宅)



(図20参照) 植栽

(図21・22参照)



植栽



長屋門 (Q家住宅)

(図23参照)



長屋門 (N家住宅)

(図23参照)



付属屋 (納屋) (P家住宅)

(図23参照)



土蔵 (O家住宅)

(図23参照) 茅葺主屋

(図24参照)



ツシ二階建主屋



(図24参照)

伝統的新築



伝統的新築



生保地区 N家住宅



主屋外観



長屋門



主屋出入口外観詳細

生保地区  
(4)



土間より結界をみる



座敷



座敷よりクチノマ（左手）を見る



土間上部梁組を見る



カマド詳細



土間まわり

生保地区 O家住宅



屋敷南東部石垣



離れ座敷（左手）と土蔵



屋敷南面石垣



離れ座敷内部



生保地区 P家住宅



主屋外観



納屋外観



土間まわり



クチノマより座敷を見る



座敷



屋敷遠景



土蔵外観



生保地区 Q家住宅



主屋上手外観



主屋外観



納屋外観



座敷より下手を見る



座敷



カマド詳細



中廊下



## 第2章 社寺建築

### はじめに

調査対象地区のうち対象とした寺社および建物は次の通りで、主として江戸時代に属するものを取り上げた。

	神社建築	寺院建築
[車作]	皇大神宮 皇大神宮本殿 須賀神社本殿 八所神社本殿	法林寺（浄土真宗本願寺派） 本堂、鐘楼、太鼓堂
[大岩]	大歳神社 大歳神社本殿 八幡神社本殿	円福寺（真宗大谷派） 本堂
[生保]	諏訪神社 諏訪神社本殿	正覚寺（真宗大谷派） 本堂・庫裏
[桑原]		地福寺（浄土宗） 本堂・庫裏、観音堂

以上のはか、大門寺地区の大門寺、十二所権現、安成地区の大念寺、阿為神社等については調査対象地区外となつたため外観調査に止まらざるを得なかつた。なお、この地域の江戸時代における大工は福井大工組に属し、その組頭を幕末まで代々勤めてきた福井の上田重一家にはこの地域の普請関係文書が多数残されていることもあり、調査地区的建築的特性を明らかにするために周辺地区的寺社の調査も可能なかぎり行った。すなわち、忍頂寺の八所神社本殿、銭原の乗雲寺（浄土宗）本堂・庫裏、佐保の教恩寺（真宗大谷派）本堂も本章に加えて報告することとした。

### 第1節 神社と寺院

安威川流域は谷間を形成するので、集落は自然に傾斜地集落となる。社寺は集落の外れに位置することもあるが、ほぼ中央の高処に位置するのが一般である。当地域でも同様で、自然、高い石垣が築かれることとなり、なかには6~7mにおよぶものもあり、参道も長い石段となる場合が多い。

調査地区では寺院と神社の位置は隣接する場合が多く認められる。神社は現在でこそ独立した景観を示しているが、このようになったのは明治元年（1868）年3月の神仏分離令以降のことであった<sup>1)</sup>。江戸時代までは古代以来の神仏習合により、おおかたの寺院はその境内やその近くに鎮守社、神社には神宮寺が設けられ、本堂（本地堂）・観音堂・地蔵堂・塔・鐘楼といった仏堂とか寺坊、本殿・拝殿・舞殿といった社殿などが、集合しながら、あるいは散在しながら境内一帯は神仏混交の景観をみせていた<sup>2)</sup>。

これが明治の廃仏毀釈のなかで、なかには藤井寺の道明寺のように寺地が移された場合もあるが<sup>3)</sup>、著名寺院の鎮守は寺院の中に残されたにもかかわらず、神社の神宮寺の場合は殆どが廢寺となり、以後それぞれ新たな景観構成がとられるようになったのである。本殿の位置を替え、本殿の向きを変えた場合もあった。したがって、現在ではよほどのことがない限りこの点に気付くことはない。

大門寺地区の大門寺と十二所権現は神仏混交の形態を現在でもなお最も濃厚に保持している。十二所

権現は大門寺の鎮守社であり、村の氏神であった。一方、忍頂寺の八所神社ももとは忍頂寺の鎮守であり、村の氏神であった。現在では西に隣る忍頂寺とは小さな森で隔てられているとは云え、寺院時代の雰囲気を今も感じさせる。

以上はいずれも真言宗の寺院であるが、浄土宗の法林寺は皇大神宮と境内が隣接し、大歲神社は真宗の円福寺の境内の側を通って寺院背後の高處に位置する社殿に參詣する形となっている。

神仏混交の形態は主として真言・天台の寺院に多い。中世には言うまでもなく両宗派、特に真言宗寺院が圧倒的であった。当地域でも、中世から近世にかけて衰退したとはいえ、忍頂寺、大門寺は古代以来の大寺であった。

天正元（1573）年創立の地福寺（浄土宗）はもと真言宗の寺院であったというし（天台宗寺院だったのではないかとも云われる<sup>①</sup>）、大永2（1522）年創建と云う法林寺（浄土真宗）、万治3（1660）年創建の円福寺（浄土真宗）も、もとは真言宗の寺であった可能性が高い。なお大岩の八幡神社境内には天文3（1464）年銘の五輪塔などが残存し、やはりもとは寺院（真言宗か）が存在したことを示している。

このような神社と寺院の位置関係の他に、本殿そのものに神仏混交の形態を止めているものもみられた。生保の諫訪神社本殿（寛文8（1668）年）である。本殿の建築的形態はなんら他の神社本殿の形式と異なるところはないが、身舎正面幕板には種子（カーン 阿弥陀如来）の彫刻があり、その周囲は雲紋の彫刻で充填されている。こうした例を他の地方でみると下記の神社本殿があげられる。なかには明治になって取り替えたり種子を削られた神社もあったのであるが、現在攝河泉で知られるこの種本殿遺構としては次の神社本殿が挙げられ、当社本殿は年代的にはその下限近くのものであったことになる。

錦織神社本殿（月輪、種子欠落、重要文化財、正平18（1363）年、富田林市）

烏帽子形八幡神社本殿（月輪、種子欠落、重要文化財、文明12（1480）年、河内長野市）。宮寺は徳寿院高福寺（天台宗）。

聖神社末社三神社本殿（欠落、重要文化財、慶長9（1604）年、和泉市）。宮寺は奥院。

金剛寺鎮守丹生高野明神社本殿（月輪、種子アーンク、重要文化財、慶長11（1606）年、河内長野市）

竜泉寺鎮守弁天社本殿（縁方円盤、種子ソ、17世紀前期、富田林市）

三之宮神社本社旧本殿（月輪、種子キリーク、バイ、寛永11（1634）年、枚方市）

布忍神社本殿（月輪、種子不明、寛文3（1663）年、松原市）

產土神社本殿（月輪、種子パン、17世紀後期、藤井寺市）。宮寺は清円寺（曹洞宗）

善慶寺神明神社本殿（月輪、種子パク、18世紀前期、池田市）

なお味舌天満宮本殿（寛永12（1635）年、摂津市）では幕板内ではなく幕板の間に月輪（種子キリーグ）のみ配するが、こうした例は他に知らない。

## 註

1) 『（明治維新）神佛分離史料 第七卷 近畿編（一）』辻 菩之助他2名編  
明治元年十月六日達

諸國大小ノ神社中、佛像ヲ社前ニ懸、或ハ鈴口梵鐘佛具等差置候分、早々取除相改メ可申旨、京師ヨリ被仰出候趣、先速相觸候事、今以テ其儘差置候者有之趣相聞。以テノ外ナル事ニ候、此后等閑ニ致置候義不相成候間、早々取除相改、其段當月十五日限可申出候、自然因循致シ置候者等、可為曲事者也、

- 右ノ趣三郷町中不洩様早々可相觸候也
- 2) こうした事例は現在では主として古絵図に頼らざるを得ない場合がほとんどである。江戸の場合ではあるが、幸いにして文政9～12（1826～9）年と云う一定時期における社寺を網羅した史料『御府内備考』がある。殆どの寺社に境内絵図が添付されており、神社には諸種の仏堂が、寺院には鎮守社がみられる。寺院において鎮守社が最も多く見られるのは法華宗であるが、他宗派での存在も知られるし、第2節で取り上げる両者の配置関係にも捉えることができる。
  - 3) 『藤井寺市史』第10巻史料編八下 1993
  - 4) VII. 美術工芸品部門 吉原忠雄委員の表示による。

## 第2節 江戸時代以前における神社本殿（鎮守社）と本地堂（寺院本堂）の位置関係

神仏混交時における寺院本堂と神社本殿の位置関係は、東大寺と手向山八幡神社、延暦寺と日吉神社のように両者の距離が大きく離れた場合もあるが、こうした場合を除くとその配置には近接している場合が圧倒的であった。特に寺院本堂と神社本殿との関係に注目すると、おおよそ次のように大別されそうであり、それを模式化すると図29のようになる。模式図では本堂と本殿を同じ大きさで示しているがこれは本来神社と神宮寺（別当寺）、寺院と鎮守社の場合ではそれぞれの建物の占有範囲も異なるし規模も異なり、また平行タイプでも両者の位置は前後するのが一般であり、破線はそのことを意味する。なお矢印は本殿、本堂の向きを示す。向きは主として南向か東西向きであり、この方位との関係も重要であるがここでは触れないこととする。

- |                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| A 本堂と本殿の軸線が平行                   | a 軸線は同方位            |
|                                 | b 軸線のは逆方位（向い合わせを含む） |
| B 本堂と本殿の軸線が直行                   |                     |
| C 神社が寺院からはなれた高処に位置し、寺院の奥院の形態をとる |                     |
- 調査対象地区では忍頂寺と八所大明神、法林寺と皇大神宮がA-aタイプ、大門寺と十二所権現がBタイプ、円福寺と大歳神社がCタイプにあたる。

ところで両者の建つ場所には、（イ）同一境内地の場合、（ロ）境内地が別の場合、がある。但しここでいう境内は建物の建つ平地部分を指している。

（イ）の型は平地集落内か町場を主とし、（ロ）は山裾部か山間部に主にみられる。これと配置のタイプの関係には、（イ）ではA-aタイプかBタイプで、どちらかと云えばBタイプがまさり、A-bタイプはその内の「向い合わせ型」が境内地の広い場合にみられるにすぎない。（ロ）では殆どがA-aタイプである。当地区の場合も（ロ）型である。またCタイプはほとんど山間の場合である。近くで

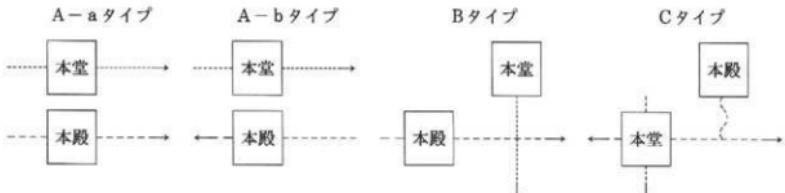


図29 鎮守社と本地堂の位置関係模式図

は佐保の教恩寺（真宗大谷派）と高座神社、教円寺（同）と言代神社等を挙げることができる。

摂河泉において現状あるいは古絵図で確かめられる例を多く見いだしているが、特に『御府内備考』ではCタイプを除きこの点が明確に捉えられる。ただし『御府内備考』のA-bタイプでは両者の位置関係が離れ、「向い合う」形が殆どである。

これに対し堺市の大鳥神社の場合は、少なくとも近世にはまったく逆方向の向きとして配されたものといえる。現在のところ寡聞にして他にこのような例は知らない。大鳥神社と宮寺神鳳寺の場合は、本殿が東向き、本堂（本地堂）が西向きである。両者の建物位置は平行するが、南北に揃っているわけではなく、両者を繋ぐ少し幅広の参詣道を挟んだ程度での向い合う位置関係にあった。しかし、両者を含めた境内は広く敷地条件によるものではまったくない。また両者は同一境内にありながら境内入り口は、大鳥神社は境内西面に、神鳳寺は東面に開いている。この点の理由についてはここでは触れない。

### 第3節 神社本殿建築

神社には本殿の他に拝殿などの付属の社殿がある。しかし調査対象地区では拝殿などの付属施設には江戸時代に遡る遺構を残さない。当地区と周辺部に現存する拝殿は摂河泉に共通の形式である割拝殿形式であった。また、この地方では本殿を覆屋に納める例が多い。覆屋は普請願書によると江戸中期（18世紀中頃）に新設されたもののが多かったことが知られる（「村別による大工の仕事先寺社一覧」参照）。ただし調査対象地区には古い遺構はなく、建物も簡素なものである。対象地区ではないが銭原の八幡神社本殿の覆屋は、軒唐破風を受け、組物を用いた一見本殿風のもので、年代は新しいが覆屋としては特筆すべきものである。

#### 第1項 本殿の建築年代と形式

この地方で最も建築年代の古い本殿遺構は、部材の一部が中世末期に遡るかと思われる忍頂寺の八所神社本殿であり、ついで寛文8（1668）年の源訪神社本殿（御正駄厨子棟札。生保）、寛保3（1743）年の八幡神社本殿（棟札。大岩）、江戸前期の皇大神宮本殿（車作）、江戸中期の十二所権現本殿（大門寺）、八所神社摂社本殿（忍頂寺）、江戸末期の皇大神宮摂社須賀神社本殿（車作）、明治の大歳神社本殿（大岩）、皇大神宮摂社八所神社本殿となる。

このうち八所神社本殿（忍頂寺）は北摂でも最古の本殿遺構である。しかし実は近世に内陣柱を妻中央柱として移したり、半分以上の組物を取り替え、向拝はすべて取り替えるなど全面的に改築されたものであった。改築時期はその様式から普請願書の元文4（1739）年としてよく、願書には「古作之通」修復したいとある。一見組物はすべて同じように見えるが、肘木の下端の曲線などに微妙な差を見せ、改築時の時代性を示している。本殿形式は桁行三間、梁行二間、屋根切妻造、平入で、屋根はトタンで直線状に葺かれ、前面庇屋根とに段差があって特異な外観をみせている。しかし、屋根はもと草葺であったのを文久3（1863）年に瓦葺に改めたものであって、形式的には他の神社本殿と大差はない。ただ、肘木は水縁を有する禅宗様の肘木で、摂津では殆ど見られない禅宗様採用の本殿建築として注目されるものである。

その他の神社本殿は一間社の流造か春日造で、向拝、身舎とともに組物（多くは三斗組）を採用した型通りの本殿形式である。時代が降っても南河内や和泉地方のように彫刻類の付加による装飾化への傾向

はほとんど見られず形式は固定化しているものの<sup>1)</sup>、わずかながら細部様式に時代差と他地方の場合とは異なる地域差が認められる。

## 第2項 細部様式の特色

大岩の八幡神社本殿の向拝の組物には大斗絵様肘木が採用されている。大斗絵様肘木の神社本殿への採用は摂河泉においてほとんど例を見ないものである。この採用はむしろ寺院本堂に多く、江戸中期以降、特に江戸末期に著しい。それも南河内や和泉あたりでは寺院本堂の内外に採用されているものを多くみいだされるが、当地方では殆どが向拝部分に限られたものであった。

そこで周辺部でのこの組物形式採用の神社本殿を探すと、太田の太田神社本殿（三間社流造、軒唐破風付き。17世紀後期）、同摂社天神社本殿（一間社流造）、西河原の天照御魂神社本殿（三間社流造）、同摂社東之神社本殿（三間社流造）がみいだされた。しかしこれを摂河泉全域に広げてもその例は少なく次の神社本殿を挙げうるに止まるのである。

向拝、身舎とも	①天照御魂神社 ②太田神社 ③畠山神社 ④春日神社	(茨木市西河原 (同 太田 (高槻市梶原 (東大阪市	江戸中期 ) ) )
向拝のみ	⑤太田神社摂社 ⑥天照御魂神社摂社	(茨木市太田 (同 西河原	) )
身舎のみ	⑦茨木神社奥宮天石門別神社宮殿 ⑧春日神社 ⑨春日神社 ⑩須佐神社 ⑪田養神社 ⑫矢作神社境内社白山神社 ⑬同 素盞鳴神社 ⑭八幡神社 ⑮住吉平田神社 ⑯春日神社	(茨木市元町 (高槻市成合北 (豊中市宮山町 (摂津市千里丘 (大阪市西淀川区 (八尾市南本町 (同 同 (寝屋川市八幡台 (四条畷市 (泉佐野市土丸	宝曆3(1753)年 江戸中期 慶安3(1650)年 江戸中期 江戸中期 江戸中期 江戸中期 江戸中期 江戸中期 江戸前期 江戸前期

以上のうち④⑫⑬⑯は河内、⑮は和泉であるが他は摂津であり、しかも茨木市域およびその周辺部に集中したものであったことが知られ、当地域の地域色の一つといつてよい。

また、忍頂寺の八所大明神摂社本殿の蓑股は肩の曲線に特異な形式を有する。佐保の高座神社本殿もこれに属し、いずれも高槻市の上宮天満宮本殿（天正18（1590）年）、摂津市の味舌天満宮本殿（寛永12（1635）年）の蓑股に類似したものであり、これも他地域に見られないものであった。

なお諏訪神社本殿、大歳神社本殿には御正駄の神像を残しているのも珍しい。

## 註

1) 一般に大和川以北の寺社建築は以南、特に南河内・和泉に比べ装飾性が少なくオーソドックスである。以北では明治期に入ってから彫刻など極めて装飾的なものが爆発的に増加する。

『大阪府神社本殿遺構集成』桜井敏雄、多田準二 1983

『大阪府の社寺建築』大阪府教育委員会 1978

『藤井寺市史』第10巻史料編八下 等。

## 第4節 寺院

寺院の本堂は宗派によって異なる形式をとるので、宗派別にみていくこととする。

云うまでもなく古代から中世にかけては真言宗・天台宗の寺院が圧倒的であって、当方には現在でも勝尾寺や總持寺のような大寺を残している。しかし中世から近世にかけて次第に新仏教にとってかわられ、特に真宗が席巻した。当地区でも古代から中世にかけて大寺であった真言宗の寺院として忍頂寺と大門寺が残っているが往時の面影はなく、いずれの本堂（三間堂）も新しく建て替えられ、古い堂宇は残っていない。

浄土宗は北摂から北河内にかけては現在でも他地方より分布の多い地方であるが、当地域への浸透については詳らかでない。安威川流域に存在する9ヶ寺は、もとは安威の大念寺、茨木の梅林寺、京都金戒光明寺等の末寺であった。創建について栗生の法泉寺が建保元（1213）年とし13世紀に遡るが、安威の大念寺は天正年間（1573～92）に専誉が大山崎の大念寺から来住し念佛道場として再興したのが始まりで、茨木の梅林寺は大永元（1521）年に眠誉が浄土宗の寺院として再興したと云うから、この地域に普及はじめたのは16世紀頃であろうか。桑原の地福寺も天正年間（1573～92）に真言宗寺院を浄土宗寺院として再興したと伝える。なお、流域最奥の鉢原の乗雲寺も天正4（1576）年としている。その他では江戸期になってからの創建が殆どを占めている。

一方、真宗寺院は圧倒的に多い。摂津への真宗の展開は13世紀後半頃からであって<sup>1)</sup>、蓮如代に飛躍的に広がった。生保の正覚寺は永正4（1507）年の創立と云い、当方では創立を15～16世紀とするものが半数を越える。しかし大岩の円福寺は万治3（1660）年の創立で、17世紀以降とするものも三分の一を占め、創立を中世とするものでも17世紀以降の中興、再建が多くみられることからも、勿論道場としての創立は早かろうが寺院としての体裁が整ってきたのは17世紀以後といえる。

### 第1項 浄土宗寺院本堂

浄土宗寺院本堂の典型的形式としては所謂本堂タイプと方丈タイプがある。本堂タイプは本堂の周囲に広縁を廻し、正面に向拝を設ける。内部は前半に奥行2間の外陣を配し、その後方に内陣、内陣両脇に脇陣、脇陣の背後に位牌間を設け、内陣は一般に位牌間の空間と一体化し逆凸形となる。古くは内陣・外陣・内陣・脇陣境に中敷居の結界を設け、結界も逆凸形に廻ることとなり、結界には建具が装置されていた。外陣・脇陣境も建具で間仕切られる。時代が下るにつれ結界の建具は奥から取り払われ開放性に向かい、結界も失われはじめ、最後には内陣正面のみとなるが、最終的にはこれも取り払われることとなり、内陣・外陣・脇陣が空間的に一体化した開放的堂内空間へ発展する。

一方、方丈タイプは、禪宗方丈のような前後二室、左右三室の六間取りの前面に広縁を設けたものである。中央奥の室を仏間とし、外陣は左右に三分するか三室を一体化する形式である。

北摂には前者の本格的な本堂タイプは少ない。本堂タイプの平面を方丈タイプに適応させた形式とするものが一般的である。つまり、外觀は方丈形態をみせるが、古い遺構では内部の平面に本堂タイプの結界に建具を立て込むと云う古式を見せ、本堂タイプと同様の展開をみせる。

桑原の地福寺本堂はこの種の形式を持ちながら庫裏と一体化した草葺の堂庫裏である。建築年代は寛延元（1748）年頃のものでありながら、中敷居の結界は内陣を逆凸形にまわる古い形式を踏襲していた。しかし、建具は正面外陣境のみ納めると云う新しい方式がとられていた。これに対し、錢原の乘雲寺は同様な堂庫裏型の本堂で建築年代は地福寺より下りながら、中敷居の結界にはすべてに建具が納まる古風さを残しており、当地域での発展過程の一端が窺われる。

なお乗雲寺の庫裏部分の形式は民家形式に類似した地福寺の場合とは異なって、庫裏部の表を本堂部の広縁先まで広げており、入口土間に隣る形で板敷の炊事部（釜屋）が設けられていたらしい。この形式は庫裏が独立した一般にみられる妻入形式をとる庫裏の堂庫裏型への適用とみられよう。乗雲寺の前身堂が普請願書によれば廊下で連結した本堂と庫裏が独立した形式であったことによろうか。それにしてもこの方式は宗派が異なる高雲寺（曹洞宗 下音羽）でも同様であった。いずれも錢原の大工の手によるにあらうが、北に続く能勢地方の堂庫裏型にもみられ<sup>3</sup>、安威川下流域とは異なる能勢から錢原・音羽一帯の地域的特徴と云えそうである。

## 第2項 浄土真宗寺院本堂

浄土真宗寺院本堂の典型的な平面は、下段の外陣と上段の内陣を前後に分け、外陣は建物の半分乃至四分の三を占めるほど広くとる。外陣の正面あるいは正・側三方に縁を回し、正面には向拝を設ける。内陣は左右に余間を設け、さらに落ち間を設けるものもあれば、逆に余間を欠くものもあり、由緒や寺格あるいは寺の資力、村の経済力や建築年代などによってその形式は多様であるが、平面構成上の基本は変わらない。

真宗寺院の発展は言うまでもなく道場にはじまる。江戸時代でも有力寺院は別として在郷の一般末寺は元禄の寺社改帳などから解るように梁間三間、桁行六間程度の草葺が圧倒的で、仏堂らしい組物を用いない簡素な建物であり、これに二方あるいは三方に瓦庇が付く規模の「人屋に差別」程度が普通であった。本堂が妻入形式であれば桁行が7間前後あっても問題ないとしても、平入形式とすれば表構えの規模が大きすぎ御坊や格の高い有力寺院にしか見られない形式となるので、一般末寺のこのような規模の本堂は草葺の妻入形式であったと考えられる<sup>4</sup>。正覚寺はまさにその例である。時代が下るにつれ草葺より瓦葺が、妻入形式より平入形式の本堂が多くなり、江戸後期ころには瓦葺の平入形式本堂が普通となる。

草葺屋根の梁間3間の両脇に1間の瓦庇を設けると実質5間の間口が得されることになるが、瓦葺の場合でもこのあたりが外觀として妻入の限度であったとみられる。妻入と平入の分岐となる外陣間口は5間あたりであった。法林寺本堂はまさにこの妻入から平入への転換を示すものと考えられるものであった。佐保の教恩寺本堂の享和の再建の場合も同様であったとみられる。

内陣間口三間で余間、落ち間を有する中規模程度の寺院でも、古くは内陣の奥行は一間程度と狭く、仏壇も後門を設けない一列仏壇であった。時代が下るにしたがって次第に組物を用いた仏堂化や規模の拡大に向うことになる<sup>5</sup>。内陣も狭くて後門のない一列仏壇から、奥行を広げ来迎柱を建て仏壇を構え、後に後門をもうけた形式の採用にすむ。真宗寺院での改造の大半はこの形式への改造であって、本山寺院形式への指向が最もよく現れるところである。元禄頃とみられる大岩の円福寺本堂もこの例であっ

た。この改造の時期は親鸞上人の回忌に合わせておこなった場合が多く認められる。

なお真宗寺院本堂として特徴的なものに内陣表の内法長押の扱いがある。内陣あるいは余間を上壇とするので内法長押を側廻りより一段高く打ち、さらに余間より内陣部（柱間三間）を一段高く打つ正面二段長押とするのが基本である。しかし摂河泉ではこの扱いはバラエティに富み、その打ち方には上方の飛貫の位置や飛貫の虹梁化などの扱いとともにいくつかのタイプにわけられるが、①内陣・余間とも同高に打つ（正面一段長押）、②内陣を余間より一段高く打つ（正面二段長押）、③内陣三柱間の中央柱間のみ一段高く打つ（正面二段長押）、④余間から内陣中央柱間にかけて各柱間に階段上に高めて打つ（正面三段長押）、の4種に大別される。勿論最も過半を占めるのは基本型の②のタイプであり、御坊もほとんどがこの形式をとる。①は極めてまれであり小規模寺院しかみられない。また視覚的な中心性が最も高まる④も数は少なく、茨木市・慈明寺本堂（寛文5年（1665年））、高槻市・本照寺本堂（寛政10年（1798年））、淨督寺本堂（18世紀後期）の他には泉佐野市・光泉寺本堂（17世紀中頃）など極一部に限られ、いまのところ11棟が確認されているにすぎない。

ところで高槻市の本照寺は、本願寺7世存如または常随式部卿正信による応永34年（1427年）の開基と伝え、本願寺蓮枝寺院となり富田御坊とも呼ばれた寺院で、明暦3年（1657年）再建の際のこととして<sup>5</sup>、良如様御移使・被為成候節・御堂御上覽被遊・正面二段長押・候間、三段長押・可仕之旨被仰付、三段・相成候、櫓様・高欄物重而被遊可被進・仰候、瓦者万治三庚子葺中候

となり、良如が②のタイプから④のタイプへの変更を指示したことが知られる。これより古い遺構である元和4年（1618年）の西本願寺本堂を移した西山別院久遠寺本堂、寛永13年（1636年）の西本願寺御影堂が③のタイプであるから、良如はこの内陣三柱間の中央柱間の長押を一段高めるという形式を意識したのかも知れない。おそらく本照寺本堂が④の形式の嚆矢であろう。とすれば三段長押は良如の発案となる。これを受け継ぐ慈明寺は顯如上人の御堂衆となり、摂津・河内の触頭寺院であったし、淨督寺については明らかでないが外陣間口7間の本堂である。ただし、茨木別院（安永6年（1777年））は②の形式がとられている。

一方円福寺本堂、法林寺本堂や教恩寺本堂などは③のタイプをとっている。この③のタイプは摂河泉に亘って見出されるものではあるが、その割合は河内・和泉にくらべて圧倒的に多く、なかでも高槻から茨木にかけて多く見られるのはこうした背景によるものであろうか。この点は本堂内外への組物類採用の河内・和泉における普遍化とは対照的である。

対象地域における真宗寺院は僅か3ヶ寺にすぎなく、円福寺本堂は元禄（1688～1703）頃、正覺寺本堂は18世紀中頃、法林寺本堂は享和3年（1803）年頃と建築年代も異にし、規模も異なってはいたが、総体としては真宗寺院本堂の一般的変遷過程を示しながらも、地域的特性の一端を特出させた本堂であり、摂河泉の真宗寺院本堂を考える上で注目すべき遺構であった。

#### （1）道場の初期形態からの離脱に新機軸を發揮した正覺寺本堂

生保の正覺寺本堂は外陣間口三間の堂である。外陣間口が実長3間であれば内陣間口は必然的に3間以下となる。現在摂河泉で知られる外陣間口の最低は2.5間である。会合を行うには間口としての限度であろうし、内陣間口としても名号（後には阿弥陀院）と絵像を安置し儀礼を行うためにはやはりこの程度は必要としたものと思われる。小規模寺院本堂にはこの規模がよく見られるが、当堂のような内陣間口2間は、当堂より少し遡るとみられる泉南市の淨泉寺本堂（18世紀初期頃、外陣間口4間の瓦葺平入形式）など二三の例を知るに止まる<sup>6</sup>。

内陣間口2.5間の場合は全面開口にすることになるが、現状ではこれをあえて中柱を入れて三間柱間に割りつけるか、このように改造したものが多く、ここにも本山型への指向がみられるところである。また建具も本来の引き違いとせずに巻き障子とするのもその現われであった。この点は外陣間口3間、内陣間口3間の場合も同様であった。

外陣間口3間程度の規模では内陣・外陣の二室構成で余間を持たないのが古い形式といえ遺構もみられる。しかし、内陣の表構えとともに一方で余間設置への指向も現われ、それらに対する解決への種々の試みがおこなわれることになる。

正覚寺本堂はそのような解決を示したものとして貴重な遺構といえる。外陣から余間の存在を示そうとして内陣間口を2間に取り、両脇に半間の柱間を残し、ここまで地長押、内法長押を通して外陣からは余間の存在を感じさせている。さらにこの半間に内陣建具を引き込むことによって狭い内陣間口いっぱいが開口されるようにしている。内陣左右は落ち間となるので、落ち間からはこの半間の敷居だけが中敷居状を呈する。他に例をみない手法であり、工匠の知恵がしのばれるところである。

## (2) 外陣中柱の取り扱いに当地域付近独自の方式の採用がみられた円福寺本堂

大岩の円福寺は外陣間口5間の正・側三方に1間の広縁を回した中規模の本堂で、内陣両脇には1間開口ながら余間を配し、さらに落ち間を設けた典型的平面をもつ。ただし内陣はもと奥行1間半で後門のない一列仏壇形式であった。元禄頃の建築でありながら右側広縁を始めから内部に取り込んでいるのはめずらしい。

ところで、円福寺本堂で際立った特徴は外陣中柱の扱いである。

外陣に中柱が建つ場合には、中柱通りに飛貫・小壁を設けるのが江戸初期の真宗本堂に見られる古い方式であった。この場合、中柱通りは内陣・余間境柱や外陣表柱と揃い、飛貫・小壁を全体に通すのが古く、次いで内陣前の矢来部分のみこれを欠き矢来内を意識させる方式となり、この方式が定着する。これに対し当本堂の場合は、矢来内にあたる部分だけでなく、外陣表柱との間もこれを欠く点に大きな特徴がみられる。

矢来内では飛貫・小壁は欠くという通則の他に、中柱通りと内陣柱が食い違っている場合には納まりからいっても矢来部分が欠ける点は理解できるとしても、外陣表柱と中柱通りが揃っているにもかかわらずここでも飛貫が抜かれているのである。

そこでこれに類する例を探してみると、茨木市では水尾の勝光寺本堂（17世紀後期）、中総持寺の常称寺（元禄13（1700）年頃）、十日市の善永寺本堂（元文4（1739）年）、高槻市東五百住町の常見寺本堂（天和2（1682）年）が挙げられ、いずれも古い遺構に属する本堂であった。この中で最も古い常見寺本堂の場合は外陣の奥行が4間あり、中柱は左右3本ずつ建つが外陣表柱・内陣柱ともに柱通りが揃っているのに小壁はその中柱間のみに設けられている。

これに対し茨木市域の三棟の中柱は左右2本ずつで、内陣柱通りとは揃っているが外陣表柱とは食い違っている。外陣表の柱割は1間毎に配するのが古式で、時代が降るにしたがって柱間を広げる方向に発展する。常見寺本堂はこの古式とするが、勝光寺本堂と善永寺本堂は、中央柱間を2間、左右柱間は1間毎、常称寺本堂は2間の等間に割り付けると云う新しい方式がとられていた。外陣正面の柱間を広げるという新しい方式をとったため中柱通りと食い違いを生じ、そのために中柱との間の飛貫・小壁を抜いたとすれば理解できないこともない。しかしこのような場合にも羽曳野市の西念寺本堂（宝曆6（1756）年、棟札）のように外陣の柱間に束を入れて飛貫・小壁を取り付けている例がみられるし、ま

してや内陣柱、外陣柱とも揃う常見寺本堂でさえ、あるいは外陣柱と揃う当本堂の場合でもこれを抜いているから、これは単に構造的理由でなかったことになる。しかし今のところその要因については不明とせざるをえない。

それにしても、中柱通りが外陣表柱と食い違う例は他地域でも認められるものの、集中化してみられるのは当地域と南河内にすぎず、中柱間のみの飛貫・小壁は他の地域には見られないものである。

### (3) 組物・虹梁・棊股類の採用による装飾化を示す法林寺本堂

法林寺本堂は、外陣周囲や中柱通りには組物類を一切使用しない簡素な扱いとしながら向拝にこれらを用いるだけでなく、縁柱には絵様肘木を入れ、内外陣境にも組物を採用し、飛貫を虹梁形にして中備に棊股を入れ飾っていた。内陣まわりも勿論同様であった。一方、佐保の教恩寺本堂は同様方式の採用ながら、法林寺本堂より一步進んだ装飾化を示すものであった。

本来、組物・虹梁・棊股類の採用は梁行の規制とともに幕府による規制の対象であったし（真宗の寺法でもあった。第5節参照）、真宗寺院は道場にはじまり、堂の内外に寺院の特質を示す組物類を一切採用しない簡素な形式でわざかに内外陣境を彫刻間で飾る程度とするのが古式であったのである。

御坊や由緒寺院を別として、組物・虹梁・棊股類の採用はまず向拝ではじまった。向拝（御拝）も本来規制の対象であったことによるのであろう向拝を設けない寺院もある。しかし実際には大方の寺院に向拝が設けられているのである。これは、主屋に一切組物類を採用しない寺院にとって最も本堂らしい形態はこの向拝の付加にあったことによろう。向拝の付加は摂河泉を通じて共通の発展形であるが、先の基本形式の幕末までの踏襲は河内、和泉地方では一部に止まって、外観に現われる縁柱への組物類の採用、中柱の飛貫の虹梁化、内外陣境の組物の採用、飛貫の虹梁化、棊股の付加は18世紀には普遍化はじめ幕末には一般化していたのである。

両寺本堂とも江戸後期（法林寺は享和3年頃、教恩寺は同2年）のものであるから、組物類の採用としては時代的に問題はないとはいえ、古式の基本形式を幕末まで踏襲するのが特に当方（一般には大和川以北）における一般寺院本堂の基本であったことからすると、両本堂は当方における一般寺院本堂への組物類の採用を考えるうえでの指針となるものと云えよう。

### 註

- 1) 『茨本市史』1969  
日野照正『摂津国真宗開展史』1986
- 2) 『摂津の社寺建築』大阪府教育委員会 1972
- 3) 『藤井寺市史』第十巻八下 1993
- 4) 『大阪府の近世社寺建築』大阪府教育委員会 1987
- 5) 日野照正『摂津国真宗開展史』1986
- 6) 守口市の極楽寺本堂（文化年間（1804～17）ころ）は外陣間口3間であるが、余間を設けたためか内陣間口を1.75間にしたものとみられるものであった。この種の例は他に見ない。  
『守口市文化財報告書第二冊 建造物編』1984

## 第5節 社寺建築に対する建築規制と普請願書

幕府は元和元（1615）年の「浄土宗諸法度」で「大小之新寺、為私不可致建立事」を禁じ、万治元（1658）年には「新寺御法度条目」で新寺の建立を禁じた。寛文5（1665）年には「諸宗寺院法度」を

下して寺院仏閣の修理は美麗に及ばぬよう命じ、同8年には少し具体的な内容を盛り込んだ「堂舎客殿作事之定」を発布して、(1) 梁間は京間三間を限る事(桁行は心次第)、(2) 仏壇・角屋は京間三間四方を限る事、(3) しころ(鍵)庇は京間一間半を限る事、(4) 小棟造である事、(5) 脚木より上の結構な作事はしない事、を定めた。

これを受け貞享3(1686)年には、畿内六ヶ国大工に対して中井役所より普請願書提出義務の徹底が通達されている。そこには現状の建物規模・形式と修理・改造・再建すべき理由および箇所・規模を記載し、願主の印のほか庄屋・年寄および請負大工の連印、領主役所あるいは所属大工組組頭の印を得た上で提出しなければならなかった。

ところで、寛文の規定は大要を示すものであったため幕府への問合せが増したようである。畿内五ヶ国の大工組を支配した中井家の享保9(1724)年「寺社方造作之覚」には<sup>1)</sup>、

「切妻破風孤格子入母屋破風唐破風打越破風作リ等之儀、御門跡方院家之諸寺諸宗本寺御朱印寺社并由緒御座候寺社宗塔頭等御免被 仰付候」

「御法度以来、三ツ斗大斗升形の組物絵様肘木作リハ、御門跡方院家之諸寺諸宗本寺御朱印寺社并由緒御座候寺方」

「由緒御座候寺...御拝造御免被 仰付候、右之外末寺方以下之分者、御拝作リ御免無御座候」などとあり、より具体的内容が示されている。この内容は各大工組に通達されたようだが、藤井寺市の善光寺の寛政9(1797)年普請願書には次の書き付けが添付されていた<sup>2)</sup>。

#### 御法度作事ヶ条

一破風之孤格子懸魚唐破風獅子口之事

一組物升形大斗之事

一御拝并絵様海老虹梁簷花乱間□板之彫刻唐戸懸而彫物之事

一折上小組天井板違天井金張懸而彩之事

一武軒造り孫庇之事

一門并鐘撞堂之儀者打越破風雲臂木迄者不苦候但升形彫物仕間敷事

一只今迄有来り候通修覆又ハ其マゝ建ながら引候節ハ御法度之儀一切造添中間敷候勿論取壊垂木道具を以建直候とも三間梁以上両庇組物御飾其外右書立候通結構成品々者御法度。御座候得者一圓仕間敷事右之趣羅々承知仕候此度願上候作事御奉行所御許容之上其元裏書を以御願相済申候然ル上者作事出来以前致案内ヲ内見テ請願書相違之儀者不申御法度ヶ間敷作事堅致申候若少シ茂為相違儀御座候者我々越度。為被申上候其時違乱申間敷候為後日印願候而如件

同五日未

河州志紀郡小山村

信州善光寺下浄土宗

善光寺(印)

住職 相 誉(印)

大工新堂組太田村 権右衛門(印)

同 小山村 五郎兵衛(印)

また梁間が六間以上に及ぶような寺院にあっては、例えば梁行十間、桁行十一間あった三重県松阪の米迎寺本堂(天台真盛宗)の焼失による再建の場合は、三間四方の内陣の周囲に一間の庇を廻し、その前に梁行六間四尺、桁行十間二尺の外陣を取り付けるとして申請し、複合建築として再建されており、

規制になんとか適応させようとしたものであったと解釈されている<sup>3</sup>。これに対し同じ程度の規模を有していた茨木御坊の宝暦 8 (1758) 年普請願書には<sup>4</sup>、

乍恐口上書。以御願奉申上候

一永井伊賀守殿御領分撰州嶋下郡茨木村東本願寺御門跡掛所有來候御堂桁行七間梁行拾間八尺之御  
拝附。屋宇瓦葺破風懸魚二重垂木拵形棊股彫物丸柱三方櫛高欄右之通慶長拾武年。再建仕候当年迄百  
五拾武年。罷成候処及大破候付今度建修覆仕度候尤仏事之勘間狭。而參詣者共難儀仕候付縁側桁行  
而老間通相延。有來通修覆仕度候是迄之外新彫物組物其外結構成作事一切不仕候為其絵図指図仕  
大工加判為致奉願上候被為仰付被下候ハ。雖有幸存候以上

(絵図略)

宝暦八年寅三月

東本願寺御門跡掛ヶ所

御坊輪所

宝光坊

大工 甚 七

庄屋 茂兵衛

年寄 伊太郎

御奉行様

右之通大坂御番所様江指上候写相違無之候以上

東本願寺御門跡掛ヶ所

御坊輪所

宝光坊 (印)

大工 甚 七 (印)

庄屋 茂兵衛 (印)

年寄 伊太郎 (印)

福井大工組頭

作左衛門殿

とあって、規制のことより規制のかかるほんどすべて細部様式部分を記載して許可を受け、縁の規模はさらに拡大されていた。一般の普請願書では細部様式については結構な作事はしないとかたずけ、特に三間以下とする梁行規制に対して庇・しころ・下屋と云う言葉を用いて規模獲得の記載表現に腐心していたのである。京都の浄土宗淨副寺の明和 2 (1765) 年の普請願書では<sup>5</sup>、梁行六間を「梁行六間ト申義三間梁仕裏表へ庇ヲ附右庇共梁行六間テ御座候」と註記され、元禄 2 (1689) 年の真如寺本堂(京都市)口上覚には、「御法度之通三間梁リ造立候へハ法事其外不調御座候付耦(銀)をおろし□こと六ヶ敷建候付大分之物入御座候」とある。また当地方の普請願書でも「物置にしたく」といった言い回しがたびたび使われていることなどからも窺われる。あるいはまた、向拝(御拝)は幕法でも寺法でも禁じられていたが、沓脱ぎのためとか雨降りのとき難渋るので「庇」を付けると云うことで願い出た例が数多く見られる。先に述べたように特に向拝は外観に寺院としての感じを与えるものであったことにあろう。当地域では一番先に組物の用いられたところでもあった。

なお真宗ではこれにさらに独自の規制が加えられていた。正徳 3 (1713) 年の定めには<sup>6</sup>、

「御厨子・宮殿・出仮壇・後門・丸柱・箱棟等之作事事、兼而停止候、然近年届無之宮殿等取組候